

○振興基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項</p> <p>1 対価の決定の方法の改善</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）に違反事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき」等の、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。</p> <p><u>この場合において、買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」である。</u></p> <p><u>「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うものとする。</u></p> <p>① <u>従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額</u></p> <p>② <u>当該給付に係る労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額</u></p>	<p>第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項</p> <p>1 対価の決定の方法の改善</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）に違反事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき」等の、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、以下のような方法で取引対価を決定することは、下請法上の買ったときに該当するおそれがあることに留意するものとする。</p> <p>① <u>労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</u></p> <p>② <u>労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 下請代金の支払方法の改善</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 約束手形（為替手形の場合を含む。以下同じ。）、一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下(3)において「手形等」という。）により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化に係る割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、当該コストを勘案した下請代金の額を、親事業者及び下請事業者双方で十分に協議して決定するものとする。当該協議を行う際、親事業者及び下請事業者双方が、手形等の現金化に係る割引料等のコストについて具体的に検討できるよう、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化に係る割引料等のコストを示すものとする。</p> <p>※親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が<u>債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができるこ</u></p>	<p><u>その際、特に、以下のような方法で取引対価を決定することは、下請法上の買ったときに該当するおそれがあることに留意するものとする。</u></p> <p>① <u>労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</u></p> <p>② <u>労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 下請代金の支払方法の改善</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 約束手形（為替手形の場合を含む。以下同じ。）、一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下(3)において「手形等」という。）により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化に係る割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、当該コストを勘案した下請代金の額を、親事業者及び下請事業者双方で十分に協議して決定するものとする。当該協議を行う際、親事業者及び下請事業者双方が、手形等の現金化に係る割引料等のコストについて具体的に検討できるよう、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化に係る割引料等のコストを示すものとする。</p> <p>※親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が<u>下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし、又は譲渡し、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払いを受けることができるこ</u></p>

改正後	改正前
<p>ととし、親事業者が当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。</p> <p>(4) 親事業者及び下請事業者は、約束手形の利用廃止等に向け、次の取組を進めるものとする。</p> <p>① 約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイト（約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間をいう。以下同じ。）については、<u>60 日以内とすることを徹底する。</u></p> <p>② 約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。</p> <p>なお、親事業者及び下請事業者は、以下のイからホまでに掲げる方針が政府により示されていることに十分留意しつつ、①及び②の取組を進めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>公正取引委員会及び中小企業庁が、60 日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする下請法の運用の見直しを行ったこと（「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」(令和4年4月30日付け公正取引委員会事務局官房審議官通知))。</u></p>	<p>こととし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。</p> <p>(4) 親事業者及び下請事業者は、約束手形の利用廃止等に向け、次の取組を進めるものとする。</p> <p>① 約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイト（約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間をいう。以下同じ。）については、<u>60 日以内とするよう努めるものとする。</u></p> <p>② 約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。</p> <p>なお、親事業者及び下請事業者は、以下のイからハまでに掲げる方針が政府により示されていることに十分留意しつつ、①及び②の取組を進めるものとする。</p> <p>イ <u>公正取引委員会及び中小企業庁が、おおむね令和6年までに、60 日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、下請法の運用の見直しの検討を行うこととしていくこと（「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日20211206中庁第1号・公取企第131号))。</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ニ <u>下請法対象外の取引についても、サイトを 60 日以内に短縮する、代金の支払いをできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払い手段の適正化に努めることや、サイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じること等が要請されていること（「手形等のサイトの短縮への対応について」（令和 6 年 4 月 30 日付け 20240423 中庁第 4 号・公取企第 153 号・公取企第 154 号・公取企第 155 号））。</u></p> <p>ホ <u>サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進めることとしていること（「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定））。</u></p> <p>(5)~(8) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)~(8) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>